

令和 3 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3月22日（月曜日）午後 1時00分 開 議
午後 2時37分 閉 会

○議事日程（第 4 号）

- | | | |
|---------|---|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 条例の一部改正についての委員長報告 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 | 日程第 1 1 議案第 1 9 1 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告 |
| 日程第 3 | 議案第 1 8 3 号 赤平市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 1 2 議案第 1 9 2 号 赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告 |
| 日程第 4 | 議案第 1 8 4 号 赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 1 3 議案第 2 0 1 号 令和 3 年度赤平市一般会計予算の委員長報告 |
| 日程第 5 | 議案第 1 8 7 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正についての委員長報告 | 日程第 1 4 議案第 2 0 2 号 令和 3 年度赤平市国民健康保険特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 8 8 号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 1 5 議案第 2 0 3 号 令和 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 7 | 議案第 1 8 9 号 赤平市共同浴場条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 1 6 議案第 2 0 4 号 令和 3 年度赤平市下水道事業特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 8 | 議案第 1 9 0 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 1 7 議案第 2 0 5 号 令和 3 年度赤平市用地取得特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 9 | 議案第 1 8 5 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告 | 日程第 1 8 議案第 2 0 6 号 令和 3 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の委員長報告 |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 8 6 号 赤平市介護保険 | 日程第 1 9 議案第 2 0 7 号 令和 3 年度赤平市介護保険特別会計予算の委員長報告 |
| | | 日程第 2 0 議案第 2 0 8 号 令和 3 年度赤平市水道事業会計予算の委員長報告 |
| | | 日程第 2 1 議案第 2 0 9 号 令和 3 年度赤平 |

市病院事業会計予算の委員長報告

日程第 2 2 議案第 2 1 0 号 令和 2 年度赤平市一般会計補正予算

日程第 2 3 議案第 2 1 1 号 令和 2 年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第 2 4 議案第 2 1 2 号 議員の派遣について

日程第 2 5 意見書案第 37 号 悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書

日程第 2 6 意見書案第 38 号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

日程第 2 7 意見書案第 39 号 高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を全額国費で一斉・定期的検査を求める意見書

日程第 2 8 意見書案第 40 号 高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書

日程第 2 9 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

日程第 3 0 閉会中継続審査の議決について

追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 選挙第 1 1 号 議長の選挙について

追加日程第 3 選挙第 1 2 号 副議長の選挙について

追加日程第 4 選任第 3 号 常任委員の選任について

追加日程第 5 選任第 4 号 議会運営委員の選任について

追加日程第 6 議案第 2 1 3 号 監査委員の選任について

追加日程第 7 選挙第 1 3 号 中空知広域

市町村圏組合議会議員の選挙について

追加日程第 8 選挙第 1 4 号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 選挙第 1 5 号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

追加日程第 1 0 選挙第 1 6 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 1 1 選挙第 1 7 号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

追加日程第 1 2 議席の全部変更について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第 1 8 3 号 赤平市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についての委員長報告

日程第 4 議案第 1 8 4 号 赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についての委員長報告

日程第 5 議案第 1 8 7 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正についての委員長報告

日程第 6 議案第 1 8 8 号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告

日程第 7 議案第 1 8 9 号 赤平市共同浴場

	条例の一部改正についての委員長報告		市水道事業会計予算の委員長報告
日程第 8	議案第 190 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についての委員長報告	日程第 2 1	議案第 209 号 令和 3 年度赤平市病院事業会計予算の委員長報告
日程第 9	議案第 185 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告	日程第 2 2	議案第 210 号 令和 2 年度赤平市一般会計補正予算
日程第 1 0	議案第 186 号 赤平市介護保険条例の一部改正についての委員長報告	日程第 2 3	議案第 211 号 令和 2 年度赤平市水道事業会計補正予算
日程第 1 1	議案第 191 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告	日程第 2 4	議案第 212 号 議員の派遣について
日程第 1 2	議案第 192 号 赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告	日程第 2 5	意見書案第 37 号 悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書
日程第 1 3	議案第 201 号 令和 3 年度赤平市一般会計予算の委員長報告	日程第 2 6	意見書案第 38 号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
日程第 1 4	議案第 202 号 令和 3 年度赤平市国民健康保険特別会計予算の委員長報告	日程第 2 7	意見書案第 39 号 高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を全額国費で一斉・定期的検査を求める意見書
日程第 1 5	議案第 203 号 令和 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告	日程第 2 8	意見書案第 40 号 高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書
日程第 1 6	議案第 204 号 令和 3 年度赤平市下水道事業特別会計予算の委員長報告	日程第 2 9	請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
日程第 1 7	議案第 205 号 令和 3 年度赤平市用地取得特別会計予算の委員長報告	日程第 3 0	閉会中継続審査の議決について
日程第 1 8	議案第 206 号 令和 3 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の委員長報告	追加日程第 1	議長の辞職について
日程第 1 9	議案第 207 号 令和 3 年度赤平市介護保険特別会計予算の委員長報告	追加日程第 2	選挙第 11 号 議長の選挙について
日程第 2 0	議案第 208 号 令和 3 年度赤平	追加日程第 3	選挙第 12 号 副議長の選挙について
		追加日程第 4	選任第 3 号 常任委員の選任について
		追加日程第 5	選任第 4 号 議会運営委員の選任について
		追加日程第 6	議案第 213 号 監査委員の

- 選任について
- 追加日程第 7 選挙第 13号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 選挙第 14号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 選挙第 15号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 選挙第 16号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 11 選挙第 17号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 12 議席の全部変更について

農業委員会会長 中村英昭君

副市長 永川郁郎君
 総務課長 若狭正君
 企画課長 林伸樹君
 財政課長 丸山貴志君
 税務課長 坂本和彦君
 市民生活課長 町田秀一君
 社会福祉課長 蒲原英二君
 介護健康推進課長 千葉睦君
 商工労政観光課長 磯貝直輝君
 農政課長 柳町隆之君
 建設課長 林賢治君
 上下水道課長 亀谷貞行君
 会計管理者 伊藤寿雄君
 あかびら市立病院事務長 井上英智君

教育委員会 学校教育課長 尾堂裕之君
 " 社会教育課長 野呂道洋君

監査事務局長 中西智彦君

選挙管理委員会事務局長 若狭正君

農業委員会事務局長 柳町隆之君

○本会議事務従事者

議会事務局長 井波雅彦君
 " 総務議事担当主幹 石井明伸君
 " 総務議事係長 笹木芳恵君

○出席議員 10名

- 1番 竹村恵一君
 2番 安藤繁君
 3番 木村恵君
 4番 鈴木明広君
 5番 五十嵐美知君
 6番 北市勲君
 7番 御家瀬遵君
 8番 伊藤新一君
 9番 東成一君
 10番 若山武信君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 畠山涉君
 教育委員会教育長 高橋雅明君
 監査委員 目黒雅晴君
 選挙管理委員会委員長 壽崎光吉君

(午後 1時00分 開 議)

○議長(若山武信君) ただいまからあらかじめご通知申し上げましたとおり、会議規則第9条第2項の規定により会議時刻を繰り下げ、これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番北市議員、9番東議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、市長から送付を受けた事件は、2件であります。

委員長から送付を受けた事件は、19件であります。

議員から送付を受けた事件は、5件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申出のあった事件は、2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第4号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 議案第183号赤平市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、日程第4 議案第184号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第187号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正について、日程第6 議案第188号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關

る基準を定める条例の一部改正について、日程第7 議案第189号赤平市共同浴場条例の一部改正について、日程第8 議案第190号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、御家瀬委員長。

○行政常任委員長(御家瀬遵君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

令和3年3月4日に行政常任委員会に付託されました議案第183号赤平市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議案第184号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について、議案第187号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正について、議案第188号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第189号赤平市共同浴場条例の一部改正について、議案第190号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について、以上6案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和3年3月5日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(若山武信君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第183号、第184号、第187号、第188号、第189号、第190号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長(若山武信君) 日程第9 議案第185号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、日程第10 議案第186号赤平市介護保険条例の一部改正について、日程第11 議案第191号赤平市手数料徴収条例の一部改正について、日程第12 議案第192号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会、伊藤委員長。

○予算審査特別委員長(伊藤新一君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

令和3年3月4日に予算審査特別委員会に付託されました議案第185号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、議案第186号赤平市介護保険条例の一部改正について、議案第191号赤平市手数料徴収条例の一部改正について、議案第192号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について、以上4案件につきましては、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和3年3月15日、16日、17日、18日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長(若山武信君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第185号、第186号、第191号、第192号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長(若山武信君) 日程第13 議案第201号令和3年度赤平市一般会計予算を議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会、伊藤委員長。

○予算審査特別委員長(伊藤新一君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

令和3年3月12日に予算審査特別委員会に付託されました議案第201号令和3年度赤平市一般会計予算について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和3年3月15日、16日、17日、18日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長(若山武信君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第201号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（若山武信君） 日程第14 議案第202号令和3年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第15 議案第203号令和3年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第16 議案第204号令和3年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第17 議案第205号令和3年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第18 議案第206号令和3年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第19 議案第207号令和3年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第20 議案第208号令和3年度赤平市水道事業会計予算、日程第21 議案第209号令和3年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会、伊藤委員長。

○予算審査特別委員長（伊藤新一君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

令和3年3月12日に予算審査特別委員会に付託されました議案第202号令和3年度赤平市国民健康保険特別会計予算、議案第203号令和3年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、議案第204号令和3年度赤平市下水道事業特別会計予算、議案第205号令和3年度赤平市用地取得特別会計予算、議案第206号令和3年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、議案第207号令和3年度赤平市介護保険特別会計予算、議案第208号令和3年度赤平市水道事業会計予算、議案第209号令和3年度赤平市病院事業会計予算、以上8案件につきましては、多数意見者の署名を付して報告

いたします。

審査の経過、令和3年3月15日、16日、17日、18日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第202号、第203号、第204号、第205号、第206号、第207号、第208号、第209号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（若山武信君） 日程第22 議案第210号令和2年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 今回の補正予算は、除雪経費の不足が見込まれるため、所要の補正を提案するものであります。

議案第210号令和2年度赤平市一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第12号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ1,451万3,000円を追加

し、予算の総額を116億6,559万8,000円とするものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。2款1項5目財政管理費507万6,000円の減額は、財政調整基金積立金の減額により今回の補正の財源を調整するものであります。

8ページをお願いいたします。8款2項3目除雪対策費1,958万9,000円の増額は、既に今定例会において増額補正を議決いただいたところでございますが、降雪や暖気の状況によりさらに出動回数が増加したことから、除雪委託料に不足が生じる見通しのため増額するものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。18款1項1目財政調整基金繰入金1,451万3,000円の増額は、本補正の歳入不足額を調整するものであり、本補正予算計上後の基金残高は13億3,390万3,000円となります。

以上、議案第210号につきましてご提案申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第210号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第210号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第210号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第23 議案第211号令和2年度赤平市水道事業会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第211号の水道事業会計補正予算につきまして提案の趣旨をご説明申し上げますが、毎年行っております消費税及び地方消費税の確定申告におきましてこのたび申告内容に一部誤りがあることが判明し、過去の消費税等納付額を修正申告し、それによって追加納付とそれに伴う延滞金が発生したことから、所要の補正を提案するものであります。

議案第211号令和2年度赤平市水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条におきまして収益的収入が1,350万円の増額、収益的支出が890万7,000円の増額となります。

補正の内容につきましては、消費税の納付税額はその課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額を控除して算出いたしますが、地方公共団体の特別会計につきましては補助金等の対価性のない特定収入の割合が5%を超えますと仕入れ控除税額についての計算の特例が設けられており、特定収入により賄われる課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額を控除の対象から除外することとされております。しかし、このたび水道事業会計においてはその計算の特例を行っていなかったことが判明したことから、修正申告が可能な平成27年度分から令和元年度分までの5

か年分を早急に修正申告いたします。また、令和2年度分につきましてもこれから併せて確定申告をいたしますが、令和2年度当初予算でも同様に計算の特例を行っていなかったことから、併せて補正するものであります。

最後になりますが、このたびの事務誤りにつきましては市民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。今後このようなことがないように、水道事業のみならず、市行政全体で法令遵守の徹底を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、議案第211号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
木村議員。

○3番（木村恵君） まず、2ページの収益的収入及び支出についてですけれども、今ほどの説明ですと消費税部分での申告の誤りがあって追加納付することになったという内容だったと思うのですが、まず1点、収入の1款2項4目の消費税及び地方消費税1,350万円の増額の部分及び支出の1款2項2目消費税及び地方消費税214万9,000円の減額、同じく3項1目の過年度損益修正損1,105万6,000円の増額について、以上3点についてそれぞれの内容と今回の補正に至る経緯なのですが、どのようにして発覚したのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 上下水道課長。

○上下水道課長（亀谷貞行君） まず初めに、このたびの件につきまして担当として深くおわび申し上げます。

質問のありました収入の1款2項4目消費税及び地方消費税1,350万円は、令和2年度確定申告予定の還付見込額でございます。

続きまして、支出の1款2項2目消費税及び地方消費税214万9,000円の減額は、令和2年度当初予算における確定申告納付予定額でした。

同じく3項1目過年度損益修正損は、平成27年度から令和元年度までの本税追加予定納付額1,065万5,300円、それに伴う延滞税26万2,300円、その他として今後執行予定額が13万8,400円の合計1,105万6,000円の増額となっております。

また、どのように発覚したかということですが、令和元年度施行の水道施設整備費国庫補助事業において北海道から当補助金の仕入れに係る消費税等相当額の確認調査が令和2年10月1日付であり、この調査内容について確認を進めますと、令和元年度提出済みの確定申告の内容に疑問が生じ、その後滝川税務署、札幌国税局と協議を重ねた結果、申告内容の一部に誤りがあることが判明いたしました。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 内訳は分かりました。延滞税26万というところは、ちょっとあれなのかと思いますが、全体としては還付もあり、増額補正という内容になっておりますが、その補助事業の調査まで気がつかなかった、遑ってという追徴ということですが、今まで気づかなかった理由というのをお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 上下水道課長。

○上下水道課長（亀谷貞行君） 今まで気がつかなかった原因といたしましては、確定申告書が受理されていたことと、また補助事業が数年来なかったことから、このような調査がなかったということが主な原因として考えられます。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 補助事業が数年なかったということと確定申告の書類がそろっていたと、いわゆる原因としては前例踏襲のチェック不備といえますか、引継ぎの不備ということがやっぱり原因なのかというふうにも思います。追加納付はやむを得ないというふうに理解します。結果としては、公営企業会計における市民からの信頼というものを損なう形になったというのは非常に残念に思います。また同時に、書類がそろっていて確定申告のとき分から

なかったということで、簡単に見つけられなかったものかと思いますが、私も議員として行政チェックが行き届かなかったというところは率直に反省しなければならぬと、勉強不足だったなというふうにも思っております。いずれにしましても、これ再発防止というのが非常に大事なところというふうには思いますが、再発防止についてどのような対策を考えているかお伺いをしたいと思います。

○議長（若山武信君） 上下水道課長。

○上下水道課長（亀谷貞行君） 再発防止でございますけれども、確定申告の中身をよくこれからまた勉強していくこと、また専門家の活用なども今後においては検討していきたいと思っております。分からないことについては、前例踏襲ではなく、国税等に問合せをするということになります。

以上です。

○議長（若山武信君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第211号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第211号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第211号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第24 議案第212号議員の派遣についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第212号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第212号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第212号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第25 意見書案第37号 悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書、日程第26 意見書案第38号米の需給改善と米価下落の歯

止め策を求める意見書、日程第27 意見書案第39号
高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を
全額国費で一斉・定期的検査を求める意見書、日程
第28 意見書案第40号高齢者施設と医療機関への減
収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意
見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第37号、第38号、第39号、第40号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第37号、第38号、第39号、第40号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第37号、第38号、第39号、第40号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

○副議長(竹村恵一君) 暫時休憩といたします。

(午後 1時40分 休憩)

(午後 1時41分 再開)

○副議長(竹村恵一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長(竹村恵一君) ただいま若山議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○副議長(竹村恵一君) 追加日程第1 議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、若山議員の退席を求めます。

(若山議員退席)

○副議長(竹村恵一君) お諮りいたします。

若山議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、若山議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

(午後 1時43分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○副議長(竹村恵一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（竹村恵一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（竹村恵一君） 追加日程第2 選挙第11号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

それでは、議長の指名をお願いいたします。北市議員。

○6番（北市勲君） 議長に竹村恵一議員を指名いたします。

○副議長（竹村恵一君） ただいま私竹村が指名されました。私竹村を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました私竹村を議長に当選といたします。

議長に当選された竹村が議場にいますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

議長に当選された竹村から議長就任のご挨拶をさせていただきます。

○議長（竹村恵一君） 〔登壇〕 ただいま議員の皆様より議長へのご推挙いただき、議長の要職に就任させていただくことになりました竹村です。身に余る光栄とともに、心から感謝申し上げます。また、

このような重責を任せていただき、この場に立たせていただけていることに改めて責任の重さの再認識をいたしております。議長就任に当たり、お時間をいただき、ご挨拶させていただきます。

赤平市は、かつて財政危機に陥ると言われてから約15年を迎えるまでになりました。財政危機を市全体で乗り越え、財政状況は低いながらも住民サービスをしっかり行えるまでになっております。しかしながら、人口はかつて炭鉱で栄え、全盛期を迎えていた6万人の時代からは想像もできなかった1万人を割り、2月末では約9,600人、世帯数は約5,700世帯となっています。今後も人口減少が進む方向からは逃れられない覚悟を持ち、議会は行政の政策チェック機能を果たさなければなりません。そんな中、令和へと時代が移り変わった矢先、世界各国、日本全体、そして北海道、この赤平でも新型コロナウイルスという脅威に人類が脅かされ、時代の歩みや人の流れを、そして企業へ大打撃を与えました。ものづくりのまちとして変化を遂げてきた赤平にとっては、非常に苦しい昨年だったと思えます。いまだに脅威が衰えず、戻らない生活様式ですが、これからは新しい生活様式に変わりつつ新たな時代を迎えていきます。しかし、地方自治体が抱える問題は、いまだ変わらず、赤平市においても人口減少、少子化や高齢者施策の充実、未使用公共施設の対応、そしてライフラインの安心確保、減災対策と挙げ切れないくらいの問題があります。それらに対応するべく、行政全般にわたり、市議会議員10名でいろいろな角度からしっかり赤平市の未来を見据えた活動ができるよう、微力な私ではありますが、円滑で締めりのある議会運営、そして赤平市民の方々と共に進んでいく開かれた議会として尽力させていただきます。

結びに当たり、何分若輩でまだまだ未熟な私ですが、市民の皆さんから受けた負託にしっかり応えていける市議会を築けるよう今後も勉強し、努力を重ねますので、市議会各議員、行政職員の皆さん、市民の皆様方には変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、議長就任のご挨拶とさせてい

たきます。今後ともよろしくお願いたします。
暫時休憩といたします。

(午後 1時52分 休憩)

(午後 1時53分 再開)

○議長(竹村恵一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(竹村恵一君) ただいま副議長の竹村が議長当選の承諾をしたため、副議長を失職し、欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定いたしました。

○議長(竹村恵一君) 追加日程第3 選挙第12号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました伊藤議員を副議長の当選人と定めることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました伊藤議員からご挨拶があります。伊藤議員、登壇の上、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(伊藤新一君) [登壇] お許しをいただき、一言申し上げます。

ただいま議員の皆様より副議長にご推挙いただき、心より感謝申し上げます。身に余る光栄でありますと同時に、責任の重さを痛感しているところでございます。竹村議長のサポート役として、市政の推進及び議会の公正かつ円滑な運営に努めてまいります。

さて、現在最も優先すべき課題である新型コロナウイルス感染症は、市民の生活や地域経済に深刻な影響を与えております。その影響を最小限に食い止め、市民の皆様の安全、安心な生活を確保し、一日も早く活力ある経済活動を再開することができるよう努めてまいります。本市議会では、これまで様々な議会改革、改善の取組を進めてまいりました。これまでの議会改革の流れを止めることなく、議会に求められる役割を十分果たし、さらなる議会の機能強化と市民の皆様が開かれた議会の構築を目指してまいります。

今後とも議員の皆様並びに参与席の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(竹村恵一君) 暫時休憩といたします。

(午後 1時58分 休憩)

(午後 2時00分 再開)

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） この際、お諮りいたします。ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、これを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 追加日程第4 選任第3号 常任委員の選任についてを議題といたします。

私竹村は、職責上の理由により、委員会条例第13条の規定により、本日3月22日をもって常任委員を辞任いたします。

欠員となりました常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、若山議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 追加日程第5 選任第4号 議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市議員、御家瀬議員、安藤議員、東議員、若山議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上8人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 2時02分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） お諮りいたします。

ただいま市長から議案第213号監査委員の選任についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第6として議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第213号監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 追加日程第6 議案第213号監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、北市議員の退席を求めます。

（北市議員退席）

○議長（竹村恵一君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第213号監査委員の選任につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般監査委員、五十嵐美知氏は、一身上の都合により辞任されましたので、後任監査委員に議会議員のうちから北市勲氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

北市勲氏は、昭和17年4月13日生まれ、住所は赤平市西文京町3丁目4番地でございます。氏は、平成15年初当選以来、議会運営委員会委員長、副議長等の要職や国民健康保険運営協議会会長、さらには議長の職を歴任され、その識見の高さは監査委員として適任と考えますので、選任につきましてご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第213号については、会議規則第36条第3項の

規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第213号については、委員会の付託を
省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第213号について採決をいたしま
す。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

(北市議員入場)

○議長(竹村恵一君) この際、ご報告いたします。

常任委員会及び議会運営委員会において正副委員
長が選出されましたので、お知らせいたします。

行政常任委員長に五十嵐議員、副委員長に木村議
員、議会運営委員長に御家瀬議員、副委員長に東議
員、以上のとおり決定いたしましたので、お知らせ
いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 2時28分 休 憩)

(午後 2時29分 再 開)

○議長(竹村恵一君) 休憩前に引き続き会議を開
きます。

○議長(竹村恵一君) この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、
これを日程に追加し、議題といたしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、追加日程表のとおり日程に追加し、議題
とすることに決定いたしました。

○議長(竹村恵一君) 追加日程第7 選挙第13号
中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行いま
す。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方
自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいた
したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決
定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長
が指名することにいたしたいと思えます。これにご
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に五十嵐議員を
指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしま
した五十嵐議員を中空知広域市町村圏組合議会議員
の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました五十嵐議員が
中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されまし
た。

ただいま中空知広域市町村圏組合議会議員に当選
されました五十嵐議員が議場におられますので、会
議規則第31条第2項の規定により告知をいたしま
す。

○議長(竹村恵一君) 追加日程第8 選挙第14号
石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行いま
す。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方

自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。石狩川流域下水道組合議会議員に伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました伊藤議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(竹村恵一君) 追加日程第9 選挙第15号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中空知衛生施設組合議会議員に伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました伊藤議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知衛生施設組合議会議員に当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(竹村恵一君) 追加日程第10 選挙第16号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に竹村を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました竹村を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹村が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました。

ただいま中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました竹村が議場にいますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（竹村恵一君） 追加日程第11 選挙第17号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。滝川地区広域消防事務組合議会議員に鈴木議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました鈴木議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました鈴木議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（竹村恵一君） 追加日程第12 議席の全部

変更についてを議題といたします。

議長選挙などに伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の全部をお手元に配付の議席表のとおり変更することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいま変更した議席の適用については、次期の議会からといたしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 日程第29 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 日程第30 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程

は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年赤平市議会第1回定例会
を閉会いたします。

(午後 2時37分 閉 会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

新 議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)